

尼崎市指定専門型訪問サービス、指定標準型訪問サービス、指定介護予防型通所サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>付 則 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p><u>付 則</u> <u>この要綱は、令和4年10月1日から施行する。</u></p> <p>別表 1 専門型訪問サービス費（1月につき） ア～オ （略） カ 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「告示第95号」という。）第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定専門型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している訪問介護員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定専門型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合において</p>	<p>付 則 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。</p> <p>別表 1 専門型訪問サービス費（1月につき） ア～オ （略） カ 介護職員処遇改善加算 注 厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号。以下「告示第95号」という。）第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定専門型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している訪問介護員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定専門型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定専門型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、（4）及び（5）については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、</p>

は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

キ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注 所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定して

次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

~~(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数~~

~~(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数~~

キ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからオまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注 所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定して

いる場合において、一方の加算は算定しない。

ク 介護職員等ベースアップ等支援加算

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算 アからオまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数

注 所定単位はアからオまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。

2 標準型訪問サービス費（1月につき）

ア～エ（略）

オ 介護職員処遇改善加算

注 告示第95号第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定標準型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している従事者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定標準型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定標準型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

いる場合において、一方の加算は算定しない。

(新設)

2 標準型訪問サービス費（1月につき）

ア～エ（略）

オ 介護職員処遇改善加算

注 告示第95号第4号の基準(この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定標準型訪問サービス事業所」と読み替えるものとする。)に適合している従事者の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定標準型訪問サービス事業所が、利用者に対し、指定標準型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間~~-(4)及び(5)については、別に厚生労働大臣が指定介護予防サービスにおける介護職員処遇改善加算の適用について定める期日までの間)~~、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

カ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注 所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

キ 介護職員等ベースアップ等支援加算

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数

~~(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数~~

~~(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数~~

カ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

注 所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、対象事業所が、併設の指定訪問介護事業所において特定事業所加算（Ⅰ）または（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

(新設)

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算 アからエまでにより算定した単位数の1000分の24に相当する単位数
注 所定単位はアからエまでにより算定した単位数の合計。
算定に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していることを要件とする。

3 介護予防型通所サービス費（1月につき）

ア～コ （略）

サ 口腔機能向上加算

（略）

シ～チ （略）

ツ 介護職員処遇改善加算

注 告示第95号第24号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防型通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員（指定通所型サービス基準要綱第5条第1項第3号に規定する介護職員をいう。）の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるそ

3 介護予防型通所サービス費（1月につき）

ア～コ （略）

サ 口腔機能向上加算

150単位

（略）

シ～チ （略）

ツ 介護職員処遇改善加算

注 告示第95号第24号の規定により準用する同告示第4号の基準（この場合において、同号中「指定訪問介護事業所」とあるのは「指定介護予防型通所サービス事業所」と読み替えるものとする。）に適合している介護職員（指定通所型サービス基準要綱第5条第1項第3号に規定する介護職員をいう。）の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た指定介護予防型通所サービス事業所が、利用者に対し、指定介護予防型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間~~（(4)及び(5)については、令和4年3月31日までの間）~~、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれ

他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからチまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからチまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからチまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

テ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ） アからチまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ） アからチまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注 所定単位はアからチまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定し

かの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） アからツまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算（Ⅱ） アからツまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算（Ⅲ） アからツまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数

~~(4) 介護職員処遇改善加算（Ⅳ） (3)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数~~

~~(5) 介護職員処遇改善加算（Ⅴ） (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数~~

テ 介護職員等特定処遇改善加算

- (1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） アからツまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） アからツまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

注 所定単位はアからツまでにより算定した単位数の合計。算定に当たっては、介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していることを要件とする。また、(1)の算定に当たっては、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イを算定していることを要件とする。なお、(1)か(2)のいずれかの加算を算定している場合において、一方の加算は算定しない。

ない。

ト 介護職員等ベースアップ等支援加算

(1) 介護職員等ベースアップ等支援加算 アからチまでにより
算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

注 所定単位はアからチまでにより算定した単位数の合計。算定
に当たっては、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのい
れかを算定していることを要件とする。

(新設)